



熊労基発1116第2号
平成29年11月16日

一般社団法人熊本県産業資源循環協会長 殿

熊本労働局労働基準部長



災害防止対策の徹底について（緊急要請）

日頃より労働災害防止活動に関し、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、平成28年4月に発生した熊本地震以降、災害復旧工事や公費等による解体工事が数多く施工され、これに伴い、産業廃棄物の増加が継続しております。一方、産業廃棄物処理業における労働災害については、昨年から本年にかけ多発傾向にあり減少が見られません。

本年の産業廃棄物処理業における労働災害は、10月に死亡災害が発生し、休業4日以上の災害（10月末現在）は、前年の20件を上回る23件で、平成24年（第12次労働災害防止計画における比較対象値）の8件の3倍増となっており、誠に憂慮すべき状況となっております。（別添参照）

今後においても、建築物の解体、新築に伴う産業廃棄物の処理量増加は続くと予想され、労働災害の更なる増加が懸念されることから、今後、尊い生命が失われたり、休業を要する重傷を負うことがないように、本社及び作業現場における労働災害防止対策の徹底を、貴協会の会員事業場に周知・啓発していただきますよう緊急要請いたします。

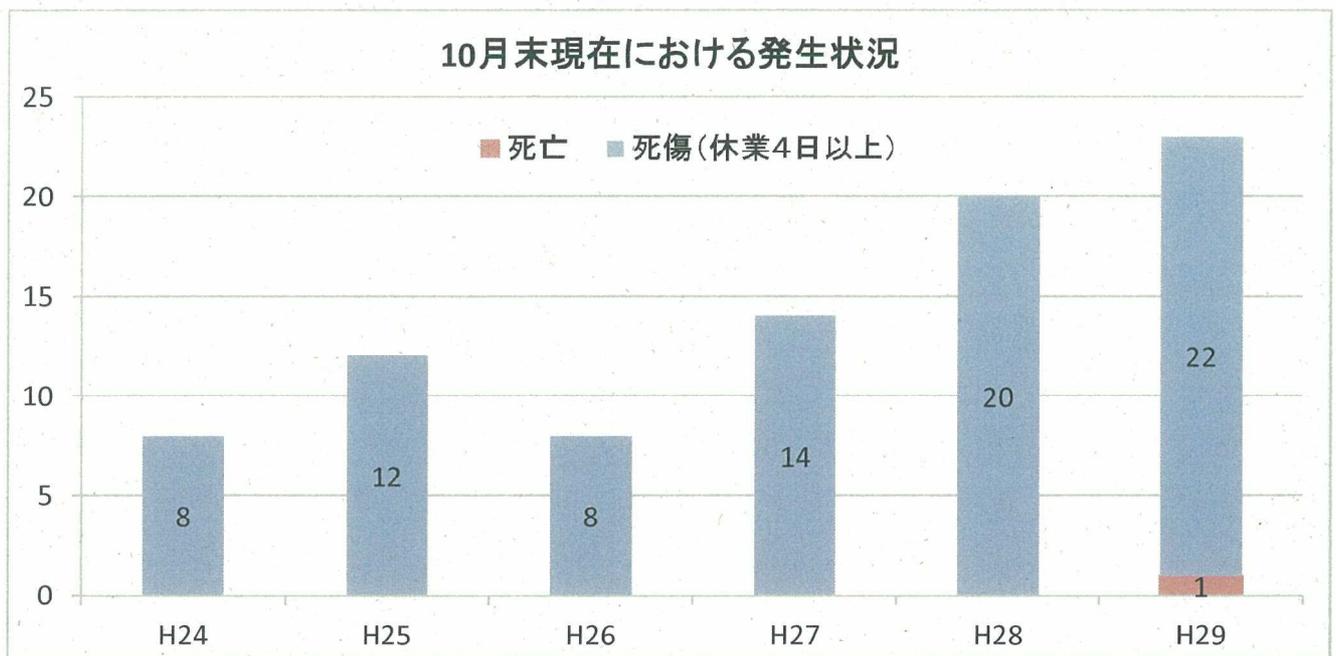
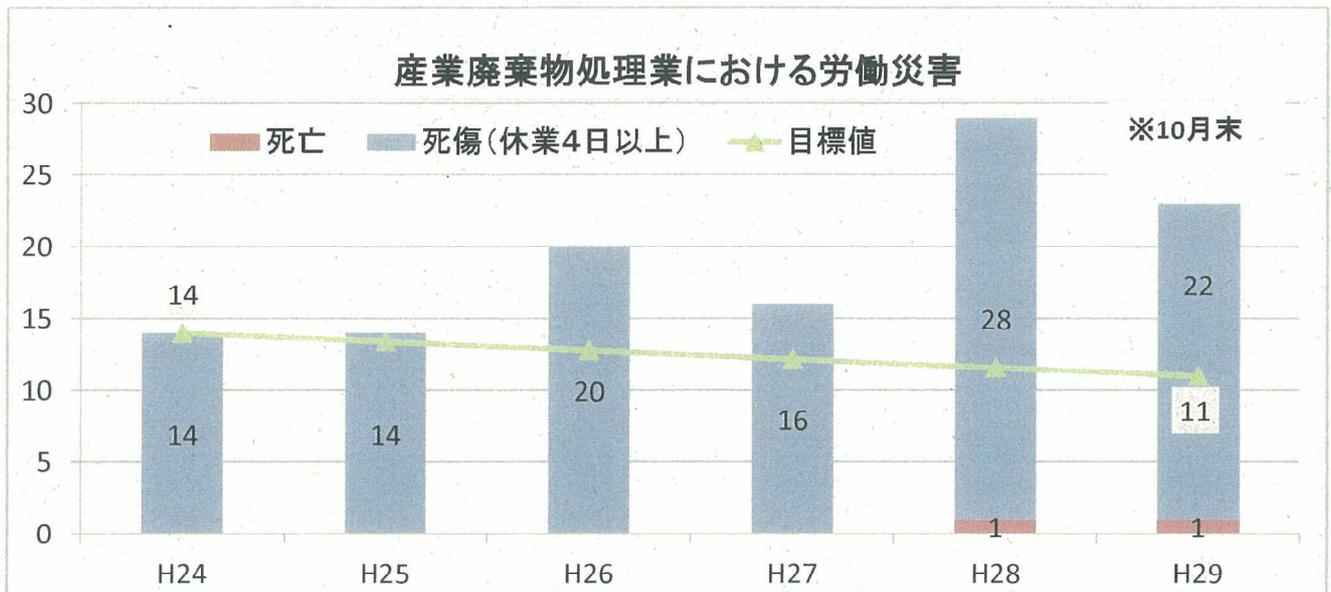
なお、下記事項については、本年における死亡災害等の発生状況から、本社及び作業現場における重要な取組となりますので、特段の周知・啓発及び対策の徹底をお願いいたします。

記

- 1 本社においては、現場の作業計画の策定に参画し、安全を最優先した作業計画となるよう管理を徹底すること。
また、フォークリフト、車両系建設機械及び移動式クレーン等を用いた作業を行う場合においては、作業場所の状況に即した作業計画、作業方法を決定し、関係労働者に周知すること。
- 2 労働者の雇入れ時、作業内容の変更時においては、次の事項に係る教育を徹底すること。
 - ①使用する機械、安全装置、有害物抑制装置の性能及び取扱い方法
 - ②原材料等の危険性又は有害性、取扱い方法
 - ③保護具の性能及び取扱い方法
 - ④作業手順等に関すること
 - ⑤作業開始時の点検に関すること
- 3 産業廃棄物の収集場所においては、車両系建設機械や車両系荷役運搬機械等が混在

しているため、労働者と建設機械、車両系荷役運搬機械等との接触防止措置を徹底すること。

- 4 車両系建設機械等による産業廃棄物の選別や車両系荷役運搬機械への積込みの際には、木材等が飛散し、労働者に激突する危険があるため、安全な作業位置（防護柵内など）における作業を徹底すること。また、車両系荷役運搬機械等からの荷の滑落、崩壊の危険についても、その危険が回避できる安全な位置で作業を行わせること。
- 5 移動式クレーン、フォークリフト、車両系建設機械の運転及び玉掛作業等については、労働安全衛生法に定められた有資格者に行わせること。
- 6 石綿を含有する建築廃材等の積込み、積卸しの作業を行う労働者に対しては、石綿の有害性や健康に及ぼす影響を十分教育し、国家検定を受けた有効な呼吸用保護具（マスク）の着用を徹底させること。
また、物の飛来・落下、墜落・転落の危険がある場合においては、ヘルメット（保護帽）や安全帯を確実に使用させること。
- 7 産業廃棄物を選別、プレス、切断・破碎等する機械については、非常停止装置が作業者の位置に取付けられているか確認を行い、毎作業開始前に、安全カバーの取付状況確認及び有効稼働保持を徹底させること。
- 8 脚立、はしご等（用具）からの墜落災害を防止するために、適正用具の選定、作業に適した作業方法及び墜落防止措置に係る教育を徹底し、作業現場における不適正な用具の使用及び作業方法を排除すること。
- 9 第三者（通行人等）の安全確保のために、産業廃棄物の回収作業等により危険の及ぶ可能性のある場所については、立入禁止措置、誘導員の適正な配置等の対策を講じること。



H24 第12次労働災害防止計画（H25～H29までの5か年計画）目標値設定のための比較対象値

目標値 H24発生件数の15%減